

第十回国会 衆議院 地方行政委員會議録第三十六号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)

午後三時六分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君
理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君
理事 龍野喜一郎君 理事 藤田 義光君
理事 門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君
川本 末治君 佐藤 親弘君
田中 啓一君 吉田吉太郎君
鈴木 幹雄君 床次 徳二君
山手 満男君 久保田鶴松君
立花 敏男君 大石ヨシエ君
出席 國務大臣 大橋 武夫君

出席 政府委員

國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 齋藤 昇君

委員外の出席者

專門員 有松 昇君

五月二十二日

委員石原登君辞任につき、その補欠として福水一臣君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員久野忠治君及び福水一臣君辞任につき、その補欠として生田和平君及び石原登君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十二日

公立病院建築費起債認可に関する陳

第一類第三号

地方行政委員會議録第三十六号 昭和二十六年五月二十三日

情書(全国公立病院事務長會議長佐賀県立好生館病院経理部長阿部龍二郎)(第七七七号)

消防力強化に関する陳情書(新潟市県庁内新潟県消防協会長岡田正平)(第七七八号)

警察法改正に関する陳情書(東京都全国自治体公安委員連絡協議会会長小畑惟清外十二名)(第七九二号)

国会議員解職権に関する陳情書(愛知県四加茂郡小原村築平山田伊八)(第七九八号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

○前尾委員長 これより會議を開きます。

警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続行する前に、去る二十一日お手元に配つておりました修正意見が法務委員会から正式にお申し出がありましたので、御報告申し上げます。

それではどなたか御質疑がありますか。

○河原委員 質疑を打切つてただちに討論に入り、議事の進行をはかられることを望みます。

○前尾委員長 河原君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御異議なければさうにいたします。

これより討論採決に入りたいと思ひますが、ただいま国民民主党の床次徳二君外三名より修正案が委員長の手元に提出されておりますので、まずその趣旨弁明を求めます。

警察法の一部を改正する法律案に対する修正案

警察法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二十條の二第一項中「治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由がある」と認めるときは、「」の下に「都道府県公安委員会の勧告に基づき、」を加え、同条第四項を削り、第五項を第四項とする。

「第四十條の次に次の二條を加える。」を「第四十條の次に次の二條を加える。」に改め、第四十條の二を第四十條の三とし、同条の前に次の二條を加える。

第四十條の二 前条第二項の規定により告示された町村以外の町村は、同条第一項の規定にかかわらず、市又は警察を維持する町村と組合を組織して共同する場合においてはその区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずることができる。

前項に規定する組合については、これを地方自治法第二百八十四條第一項に規定する一部事務組合とみなし、同法の規定を適用する。

第一項の規定により警察を維持することとなつた町村は、その組合から脱退した場合又はその組合が解散した場合においては、警察を維持しないものとなり、又、当該町村の住民投票によつて警察を維持しないことができる。

前条第二項の規定により告示された町村以外の町村が警察を維持することとなつた場合又は警察を維持しないこととなつた場合(住民投票によつて警察を維持しないこととなつた場合を除く。)については、第四十條の三第六項及び第七項の規定を準用する。

第四十條の三第一項中「前条第三項」を「第四十條第三項又は前条第三項」に改める。

第六十四條の改正規定の次に次のように加える。

第七章の次に次の一章を加える。
第七章の二 公安委員協議会
第六十六條の二 國家地方警察と自治体警察及び自治体警察相互の連絡を図るため、總理府に公安委員中央協議会を置く。

公安委員中央協議会は、必要がある場合には、内閣總理大臣その他の關係機関に対し意見を申し出ることができる。

公安委員中央協議会は、左に掲げる者につき内閣總理大臣の任命した委員十人をもつて組織する。
一 國家公安委員 二人
二 全国の都道府県公安委員の連

合組織がその代表者として推薦した都道府県公安委員 三人

三 全国の市町村公安委員の連合組織がその代表者として推薦した市町村公安委員 五人
公安委員中央協議会の委員は、非常勤とする。

公安委員中央協議会に、その事務を処理させるため、政令の定めるところにより、事務部局を置く。

前五項に定めるものの外、議事の手続その他公安委員中央協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の三 都道府県國家地方警察と自治体警察及び自治体警察相互の連絡を図るため、都道府県に公安委員地方協議会を置く。

公安委員地方協議会は、必要がある場合には、都道府県知事その他の關係機関に対し意見を申し出ることができる。

公安委員地方協議会は、左に掲げる者につき都道府県知事の任命した委員六人をもつて組織する。

一 都道府県公安委員(北海道にあつては、道公安委員の連合組織がその代表者として推薦した道公安委員) 三人
二 都道府県の市町村公安委員の連合組織がその代表者として推薦した市町村公安委員 三人

三 全国の市町村公安委員の連合組織がその代表者として推薦した市町村公安委員 五人

公安委員中央協議会の委員は、非常勤とする。

公安委員中央協議会に、その事務を処理させるため、政令の定めるところにより、事務部局を置く。

前五項に定めるものの外、議事の手続その他公安委員中央協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の三 都道府県國家地方警察と自治体警察及び自治体警察相互の連絡を図るため、都道府県に公安委員地方協議会を置く。

公安委員地方協議会は、必要がある場合には、都道府県知事その他の關係機関に対し意見を申し出ることができる。

公安委員地方協議会は、左に掲げる者につき都道府県知事の任命した委員六人をもつて組織する。

一 都道府県公安委員(北海道にあつては、道公安委員の連合組織がその代表者として推薦した道公安委員) 三人
二 都道府県の市町村公安委員の連合組織がその代表者として推薦した市町村公安委員 三人

はこの程度におきまして、その目的を達し得るものと考えておるわけであり
ます。

○前尾委員長 立花君。

○立花委員 この採決の前に討論をや
らぬだと思つておりましたが、別にや
らないで一括してやりになるという
ことなので、ちよつと聞いておきたい
のです。最初の知事の問題ですが、知
事が独断でやらずに「都道府県公安委
員会の勧告に基き」とおつけになつた
のは、なるほどひとつの修正だと思
いますが、この場合やはり公安委員会の
性格というものは、知事の任命とい
うことが基本になつて構成されてお
りますので、こうされる以上は公安委員
の公選もお考えになるのが、論理に即
するのじやないかと思つておるが、その
点はどうですか。

○床次委員 今日におきましては、公
安委員会の委員の選任方法そのもの
に對しまして、ただちに修正を加える
ところまでは私も考えておらない
ので、なほ知事が便宜いたしま
した場合は可否の問題に關しまして
は、規定にありまるといふ、都道府
県民の批判というものが將來ありま
るので、それをもちまして公平な立場
を維持し得るもの、この点は政府の
原案と同じ立場において考えておる
のであります。なほ政府の原案に對し
まして、先ほど申し上げましたが、公
安委員の間の連絡協議会というものが
設けられましたために、より一層都道府
県公安委員会の勧告というものが視野
が廣くなつて参れば、一部国警に偏し
た勧告をするということが少くなるこ
とを、私も期待いたしておるわけ
であります。

○立花委員 次に組合警察の問題であ
りますが、これも私も共産党とい
つたしまして、政府との質疑の際に述べ
ましたように、当然組合警察の道を開
くべきであると考えておりましたところ
が、民主党の修正案にこれが加えられ
ておりますのは幸いだと思つておるが、
もう一つ私もふしぎに思つておる
は、民主党の話し承ります御方針と、
この修正案とは多少違つて来る点があ
るのじやないかと思つておる。その点
は警察の費用の問題で、現在自治警が
警察に吸収されることを、自治体が望
んでおるが、何と申しまして
地方の財政の困難というところであ
りますが、地方の財政の困難はせんじ詰
めますと、日本の軍事予算というこ
とになつて参ると思つておる。その
点でせつかく民主党が修正の中で組合
警察の道を開かれましたも、結局地方
の財政が中央の軍事的な予算のため
に、困難いたして行く方が改まり
ませんと、いくら組合警察の道が開か
れましたも、その道は実質上閉ざされ
まして、結局国家警察に行かざるを得
ないといふことになるのじやないか
と思つておる。この点で根本的にどう
いうふうにお考えになるか。それから市
町村が自治体警察を維持するに足る財
源を得るに至るまでは、国家がそれ
を全部負担しなければいけないとい
うことは、連合側の指示によつても明
かなのですが、費用の問題でもはつき
りと自治体警察に關して国家の責任を
明示する条文をおつくりにならなけ
れば、この修正は結局空文に終ると思
つておるが、こういう点をどうい
うふうにお考えか承つておきたいと思
つておる。

○床次委員 たいま費用の点に對し
て御質問がありました。警察費に關
しては、すでに当委員会において
数回にわたつて、各委員から政府に對
して質問があつたのであります。自治
体警察に對して、警察費の負担が国家
において少な過ぎるということ、ほ
んど全会一致の意見であると思つて
おるのであります。この点は政府に
おいても、いわゆる標準警察費用を増
額するということに對して、今後積極
的な努力をし、善処することを答えら
れておるのであります。現在の警察
法を実施して参ります場合におきま
しても、当然警察の単位費用を増額し、
財政上窮乏に陥つて、そのために自治
体警察の運用がますますなるというこ
とのないようにいたしたい、この点は私
ども同じ意見であります。ただ弱小警
察、別の言葉で申しますれば警員が非
常に少い、単位の非常に小さい自治
警察は、いづれにいたしましても、地
方団体に對する費用が多くありまし
ても、結局弱小である、人数が少とい
う点におきまして、警察機能に障害が
あるといふことを認めておるのであり
まして、でき得る限り弱小自治体警察
を大きくするといふ方針において、こ
の道を開いたのであるといふことを御
承知願ひたいと思つておる。費用の点
に關しましては、さらに一層平衡交付金
等において、政府は善処すべきものと
考えておるのであります。

○立花委員 その点につきまして私
ども承るところによりまして、民主党は
再軍備賛成である、少くとも民主党の
中には、積極的な再軍備賛成の意見が
非常に強い。そうなつて参りますと、
勢い国家予算は軍事予算にならざるを
得ないと思つておるのですが、その結果、結
局自治体警察を国家警察に吸収せざる
を得ないような状態が引起されてお
りますので、その点をもう少し深くお考
え願ひたい、民主党自体のお考え方
の中には非常に大きな矛盾が、私あるの
ではないかと思つておる。これを機
会に、ひとつ警察法の改正のわく内
でのお考えを、警察民主化の素材がどこに
あるかといふことを、もう少しつづ
んで御研究していただきたいと思
つておる。

最後に御尋ねしておきたいと思
つておるが、公安委員会の連絡協議会
の問題ですが、現在都道府県と都道府
県内にあります市町村とは、別に法制
上の連絡協議会を持つていないわけ
であります。警察に關しましては法制
上の協議会を持つておられます。こ
れをおかしのじやないか。自治体
におかしのじやないか。自治体と
いたしましては、何ら独自の法制上
の協議会を持つておられません。警
察に關しましては法制上の協議会を
おつくりになるということ、少しお
かしのじやないかと思つておる。こ
の点について御説明な
さいか。

○床次委員 第一の問題であります
が、私も警察力を整備するとい
うことは、やはり日本の自衛力を増す
一環であるといふふうに考へまして、
警察法の内容の充実を期待いたしてお
るのであります。従つて先ほど申し上
げました警察費の増額ということに對
しては、十分なる関心を持つてお
るのであります。国家の財政を破壊し
て、国の自衛といふものを別途に考
へておるのではないに、警察を別個に

○久保田委員 私は日本社会党を代表
いたしまして、たいま出されました
警察法の一部修正案に反對するもので
あります。

○前尾委員長 それでは、これより本
案並びに修正案を一括して討論に付
します。久保田鶴松君。

およそすべての物事は、一つの根本
的な意識をはつきりして、それにの
つて行われなければならないと思
つておる。いやしくも国政にお
いてその根本の理念を忘れ、そのとき
きの情勢にのみ合して左右されるよう
な迎合意識を持つてなされては、どう
も国民の生活の安定を期し得ること
はできない、かように思つておる。ま
しこの点を再考されるならば、か
かる修正案はおそらく出されなかつ

ただらうと思つてあります。そのために目下わが国民は、ポ政令による至上命令として、民主主義の浸透をなしつつあるのであります。また地方自治確立のために懸命な努力もしてゐるとは、いまさら言を要しないところであります。政府は、このり声明にありまふように、民主化の根本を乱すようなこととはしないと、しばしば述べられております。今回出された警察法の改正法案は、明かに詭弁を弄せられましようとも、明らかに「国警に偏重し、自警を軽視する」の趣意を持つてあります。そのことは去る三年前のこの改正案が、すなわち昭和二十三年に改正された警察法の重点は、警察国家制度の再現の防止を主眼とし、さらに警察の民主化と自治体の警察を促進することによる地方自治の確立を促進するにあつたことは、各位もよく御承知の通りであります。ゆえにその主体性を自警に置き、その力の足りない点を国警に補足させることではありません。これこそが真の民主主義の理念を全うする姿であり、かくしてよりよき自警の強化育成に、その力を注ぐべきであると信するのであります。ところが今回改正されます修正案は、まづたぐこれに反しまして、国警を自警の上に置き、内務省時代の再現をはかるの感が非常に深いのであります。わが社会が反対いたしました理由は、実にその点にありまして、これはまづたく民主化を妨げ、地方分権化に逆行するといわざるを得ないのであります。たとへば人口五千以上の町村は、住民の投票によりまして国警に委託することができ、これでは現在財政の窮乏に悩んでおります町村は、ほと

んど利用するでありましようが、それは警察は消防とともに町村の住民のものであるという、この観念を破りまして、そうして地方分権は、事実上停止せざるを得ないようになるのであります。部分的にわたりますならば、自警のわくをはすすといつておられますが、その予算的裏づけがなされてない点、また知事による権限を委譲する点、大きくは警察予備隊を法制化せずして、単に国警、自治警の關係のみを取上げておる点、数あるに枚挙はございませぬ。またすでに同僚門司委員より詳細なる質問によつて開陳されております關係上、省略いたしますが、特に平衡交付金の基準算定額たる警察官一人当り十八万四円足らずのこの決定、このきめ方は、きわめて不合理といわなければなりません。少くともこの經費につきましてもは二十万円以上に變更されなければならぬと思ひます。特に財政的な困難なる点に對しまして、町村に對しては組合警察を認め、それを法文化すること、このことが自治擁護の誠意を示すものと思つてあります。特に現行警察法は、制度上の欠陥というよりも、財政の困難に起因する欠陥が多いと思つてあります。私は特にこの点を強調いたしました。そのためには、大幅な国庫補助が行われなければならぬ。自治警察が国庫の補助を受けるということは、矛盾ではあります。しかし現在の地方財政の事情よりいまして、やむを得ないことと思われまふ。そのため暫定的な措置といたしまして、これを行ひ、また平衡交付金の測定單位の増加等によつてなされることの方が、従来の中央集権にもどるよりは、はるかにまさ

ると信するのであります。かりに国警にもどる經費を自警に増額いたしました。その財政的な裏づけを行ひ得るといたすならば、自警といはして、科学的犯罪の捜査、あるいは技術的向上、設備の充実等に当らせ、また警察職員の志気高揚のための身分保障の道を講じたならば、住民の民主的意向の向上をはかることにもなると思つてあります。なおこういふ意味から考えますと、七万五千の警察予備隊を持つわが国といたしましては、国警の必要はむしろないものでありまして、どうしても国警を残したいと思はれます。農村警察という文字を取りまして、農村警察と名前をかえて認めるべきだらうと思つてあります。また一方警察職員に對しましては、公務員の受給の奨励をいたしまして、随時適地に転出させる道を開くべきであると思ひます。そのため犯罪の検挙あるいは治安の維持等について、国警、自治警、あるいは予備隊等の障壁を設けずして、能率主義を原則として、互いに協力援助するようになすべきだと思つてあります。こういふ意味から考えますと、今回出されました修正案は、政府の企図するところは、国際情勢に藉口し、自治体の財政難に乗じて、改正すべき点を改正せず、法の改正によつて、警察の地方分権並びに民主化を抹殺して、従来の中央集権的な政治警察へ逆行せんとするものであつて、われわれは民主主義擁護の立場より、これに絶対反対し、昭和二十三年に行われました警察制度の根本的改革である民主的精神の趣旨を、あくまでも堅持するものであ

ります。なおこの問題を最も具体的に申しましたならば、国家警察は、東京の場合は銀座に出て来たのだ、大阪の場合は心齋橋に出て来たのだ、こういうふうなことにほかならないと私は思つております。その例は、ここに出されておられます。国家地方警察の統計書、あるいは自治体警察の統計書を見ても、九万五千の警察吏員を持ちます自治体警察の統計書に使われております紙は十七枚であります。これに對して、三方の警察官を持ちます国家地方警察の統計書は六十八枚あります。はかりにかけ見てもよい。實際紙の質まで違つておる。これはまさに旧内務官僚復活へのあがきの現われであります。私はいふべきところを見ます場合、いかに自由党の議員各位といえども、われわれは公平な国民の立場に立つて、この法案を審議しなければならぬと思つて、ここに露骨に現わされたかようなものを出されて、私たちはこの問題をそう簡単に、国家警察の考え方がよい、出された法案がよいといふようなことは考へられませぬ。自由党の議員各位も、おそろくそう思われるらうと私は思つてあります。こういう意味におきまして、ただいま出されました修正案も、遺憾ながらその基本的相違によりまして反対せざるを得ないと同時に、原案に對しては反対いたしました。私の討論を終りたいと思ひます。

○前尾委員長 大泉寛三君。○大泉委員 私は自由党を代表して、今回政府の提案した警察法の一部を改正する法律案に對し、賛成の意を表せんとするものであります。賛成の要旨は、結論的に申せば、改正法案は現行警察法の不備欠陥を是正して、総合的警察力の充実を期し、もつて現下の地方行政に即応して、治安確保の全きをはからんとおるのであります。これを具体的に申せば、国家地方警察と自治体警察、また自治体警察相互のそれらとの間に、技術的連繫をはかる、必要な場合においてはよく協力の実をあげて、警察本来の使命の遂行に遺憾なからしめるとともに、でき得る限り地方自治体の警察費の負担の軽減をはかり、その規模の小なるものは、これを住民の選択によつて廃止し、または設置し得る道を開いて、地方の要望に沿うてゐるからであります。そも、新警察制度は施行以來三年、民主警察の長所もあるものであります。一面において急激な改革はわが国情に沿わない点もあり、時の推移とともに、その欠陥や不備が感じられ、警察法の改正について、朝野の間に盛んに論議せられてから、すでに久しいものがあるものであります。警察法の改正の必要なることは、権威ある公の機関あるいは諸団体から、提出されたこれに關する多くの請願、陳情、あるいは私どもの国政調査の結果についてみても明らかであります。特に昨年来の国内外の情勢から、また實際の治安事件の経験に徴して、喫緊の要務と感じられるに至つたのであります。問題の要点とするところは、次の二点となると思つてあります。その第一点は、自治体警察の創立は、もとより警察の民主化の上からつけようなことであるが、その單位はあまりに小さ過ぎるため、財政上の面からはもとより、運営機能の面からも

とうてい健全な発達は望まれないから、その単位を引上げねばならないとするものであります。

第二点は、国家地方警察と自治体警察とが並び存し、かつそれが多くの独立小単位となつて散在しているのは、地方分権の理由からは可なりとするも、いずれの警察もかえつてその完全な機能を果し得ない。他の警察の協力援助も期待しがたい。このような状態では、警察は地方自治体にとつても、国家にとつても、非能率かつ不経済なものとなつてしまふから、自治体警察創設の精神に反しない限り、両警察の協力をさらに円滑にするよう、運営及び財政の面から十分の改善をなすべきであるということでありませぬ。政府提案の今回の改正案は、もとより警察法の根本的改正ではなく、またこの改正のみをもつては、よくその所期の目的を達し得ると思ひませんが、現下の情勢に照し、近年の経験に徴して、この程度の改正は、右に述べました地方の要望にこたえ、警察力の強化充実のために必要であると思ふのであります。

申すまでもなく、新警察法の根本として、警察制度の民主化あるいは地方分権の理想とともに、強力な警察力による公の秩序維持と、国民の権利自由の確保という要請があるのであります。この二つの要求は一見相反するものであり、両者の具体的な調整は困難であります。政府は本法案の立案にあつては、この点に十分な考慮を拂つたこと、当局の説明にも明らかで、かつあります。民主警察の精神を尊重しつつ、警察力の強化と能率化をはかるために、現行法の欠陥を是正す

るについて、苦心の跡がうかがわれるのであります。私が本案に賛意を表するのには、おおよそ以上の趣旨によるのであります。

民主警察の本旨は、もとより大切であります。いたずらに過小の自治体警察を、多くの不利と不経済をしのんで存置すべきでなく、また国家地方警察と自治体警察が相並び立ち、それぞれ分野があるとともに、国警にある程度の補充的、調整的な任務が與えられて、それが、警察法上の建前とすれば、それ相当の人員や権限の整備は必要でありませぬ。また情勢の変化に即応する必要もあると思ふのであります。また警察が国の事務であるか、地方団体の固有の事務であるかの論議はともかくといたしまして、私の考えとしては、地方分権の理想は没却すべきでないが、国家地方警察と自治体警察と区分して、全然別個のものとする見方はとるべきでない。少くとも警察の作用をそれ自体としては、双方の機能を一体として見るべきであると思ふのであります。この意味において、現在の情勢下では、両者の相当な協力関係を整備することが必要であり、特に国家地方警察は、自治体警察と違つて、住民との関係は薄く、その協力も求めがたい事情もあり、また今後自治体警察は人員の減少を相当量予想せられるから、一方それだけ国家地方警察の機動力の増大を期すべきであると思ふのであります。これは決して自治体警察を輕視するのではなく、また国警優越を認めるものでもなく、警察の中央集権化をはかるものでもありません。互いに協力補充して、全体として警察機能の有機的一元化をはかり、もつて治安確保

の万全に寄與するものと思ふのであります。以上の理由をもつて、私は政府提案の本案に対して賛成するものであります。また先刻民主党から提出されました修正案に対して反対するものであります。

○前尾委員 床次徳二君

○床次委員 私は国民民主黨を代表いたしまして、ただいま提案いたしました修正案に賛成、並びに修正案を除きました原案に賛成の意を表するものであります。

私も警察力を拡充するということとは、現下の内外情勢より見まして、まことに必要だと存じておりまして、一日も早くその実現を望んでおるものであります。これに對しましては警察法の根本的改正も準備をいたしておるのではありませんが、提案せられた時期がおそろく、なお今日においてこれが審議を続けることは、むしろ警察力の拡充を遅らすことをおそれましたので、案は持つておりますが、残念ながら急務の案という意味におきまして、修正を加えまして、そうして政府案を成立せしめんとするものであります。修正をいたしました理由につきましては、先ほど申し上げましたから、重ねて申し上げることを省略いたします。

なお修正案に對しまして、少し要望をいたしたいと思ふのであります。なおわが修正案に對しまして、ただいま自由黨の方から御意見がありました。が、いろいろお述べになつておりますことを聞きましますと、修正案の根柢がない、ということ指摘されるよりも、むしろ修正案の必要がある、ということをお示しになつたように考へるの

であります。なお案によつて数点申し上げますと、私どもは自治体警察というものを對して、もつと能率の向上をはからなければならぬと思ふ。このためには平衡交付金の増額が必要である。同時に警察費の増額が必要であるということ、は、ただいま仰せになりましたが、この点は絶対必要と考へておるのであります。自治体警察と国家地方警察が、一人当り職員に對しまして四、五万円も金額に開きがあるということ、今日私どもは納得できない。しかも自治体警察におきましては、これが地方住民の負担になつておる。国家地方警察に移したならば、警察に對する負担をまぬかれることができる。このことは、何と申しましても非常に大きな矛盾であり、この点はすみやかに解決せられなければならない。今自由黨の討論においても言われたし、また門司委員から社會黨を代表して言われたことがありますが、今日の政府の原案をもつていたしましてならば、政府の方ではいたずらに自治体警察を窮乏に陥れ、兵糧攻めにしておきまして、これの存立を許さない状態にしておきまして、これを國家地方警察に吸収するといふかのごとき印象を與えておるのであります。私どもは今日の警察法の立場上、自治体警察並びに國家地方警察両者とも健全な、しかも能率的な運営を要望しておる。かような立場におきまして、今後平衡交付金の増額を一日も早く実現せられたいのであります。なおこの際自治体警察も遺憾なく能力が発揮できましますような処置を當然とすべきものである、ということ考へておるのであります。この点

政府におかれましても、過般答弁せられましたごとく、十分この点は誠意を持つて実行していただきたいと思ふのであります。

第二点は、予算の問題であります。が、今回の改正に伴いますところの政府の予算措置というものが、事後になつておる点ははなはだ遺憾であります。なおこれに関連いたして二、三申し上げてみると、平衡交付金におきまして、自治体警察を廃止しました場合、あるいは自治体におきましては交付金を減少してもさしつかえないという議論もあろうかと思ひますが、これは決してさうなものではなくして、平衡交付金そのものにつきましては、すこぶる不足を告げておりますので、たとい自治体警察を廃止したからといって、この費用を平衡交付金から取上げることがありますならば、これははなはだしく不当なことでありまして、重々かかるとはなかるべきことである。私ども確信いたしては、國家警察の増加費用に對しましては、今日予算措置をしておらぬ。また定員増によりますところのものに對しまして、予算措置が遅れておりますが、すみやかに追加修正をいたしまして、警察の運営に遺憾なきを期していただくことのないよう、ひとつこの際にはつきりしていただきたいと思ひます。

第三点は、今後警察能力の向上また警察職員質の向上という立場から見まして、自治体警察、國家警察の人事に對しまして、ある程度まで交流を考へることも必要であらう。この点に對しましては、もつと積極的な配慮を要望

するものであります。元來動かないのが、それ／＼の独立した特色であるという意見も考えられますが、警察能力の向上、互いに練磨し視野を広くし警察能力を上げるといふ点から見ますと、一部の交流という点からは当然必要になつて来ると思つておられます。この点は積極的にお考えいただきたいと思つておられます。

第四点は今後におきまして、警察官の質の向上、さらに裝備の充実ということを一層考へていただきたいのであります。相当経費の不足は感じておりますが、しかしその経費をもちまして、この方面に向けていただくということが特に必要だと思つておられます。なお今回定員増加が行われまして、国家警察がある程度まで人数はふえて参りますが、この増加定員の配置という点につきましては、現実的に即して十分に考へていただきたいのであります。なお今回の改正によりましてこのの、自治体警察があるいは住民の投票の結果廃止せられるという場合につきましては、相当職員において身分の動搖があり、一応国家警察に吸収されると思つておられます。いわけでありまして、何となく移動が行われるかというやうな状態にありますが、自治体警察の機能の發揮上はなほ遺憾なくとてであると思つておられます。この点も実際に即しまして遺憾なき方法を期していただきたい。なお先ほども申し上げましたが、自治体警察に對しましては、その機能の發揮できるように、特に財政的におきまして十分の配意をせられるということが、今日警察職員の大部分を占めるところの警察官の機能を發揮せしむるゆゑであるのであります。

あります。国家警察はまだ数からいって少いのであります。自治体警察の職員がほんとうに能率を上げるといふことは、今日の治安維持の責任上から申しますと、その方が部分が多いのであります。国家警察に政府の考へ方が偏重しているという誤解を興えさせたならば、これはすこぶる遺憾であります。国家警察並びに自治体警察ともどもこれを十分進展助長せられ、もつて民主警察の實を上げられるように努力せられることを要望いたします。私の討論の趣旨とする次第であります。

○前局長 立花敏男君

○立法委員 日本の新しいフアンズム

は、民主主義の仮面をかぶつて出て参つておりますが、ただいま提案された警察法の改正も、やはり民主化という名前のもとになされております。このことは、今自由党の大泉委員が賛成討論をなさいました中にも、この改正法案は民主的な方向をたどつていから、賛成だと言われまして、これによりまして明らかであらうと思つておられます。ところがこの出された改正法案は、まづたつたただの一条といえども民主化の線に沿つたものではないと思つておられます。すべてが実は反動的な改悪であります。また新しいフアンズムの特徴といたしまして、民主主義と同時に國際主義の仮面をかぶつておられますが、實際上は民主主義じやなく、反動的な諸政策を行うことによりまして、民主主義の仮面と同時に第二の仮面として國際主義の仮面も、完全にみすからの手ではぎとられつたところのことか、最後に御証明しておきたいと思つておられます。

まづ第一に、民主主義を標榜いたしまして実は反動的であるという点を、逐条的にひつと説明したいと思つておられます。このことは、今度の法案に對して全面的な反対が巻き起つておられるという事実、これによつて何よりも雄弁に証明されておられると思つておられます。田中東京警視總監あるいは鈴木大阪警視總監の反対を先頭といたしまして、全国の警察署長あるいは公安委員会あるいは公安委員会の連合会、あるいは全国の自治体警察を持つておられます自治体の議会等が、続々と反対をいたしておられます。この事實は何と申しましたも、警察法案が非民主的であるということ、最も雄弁に物語つておられると思つておられます。先般の当委員会におきましては、自由党の委員の川本委員からも反対の意見が述べられておられます。新聞を通じて見ますと、政府自身がこの法案の通過に對して、何ら期待し得ないといふことが現われておられます。まづたつたこの法案は反動的なものであるといふことが、全国的な反対の事實によつて証明されておられると思つておられます。

まづ第一に十二万五千の警察定員のわくをはずすことをごさいます。この十二万五千の警察定員のわくは、これは決してマツカーサーが個人的に決定したものでございせん。日本の戦後の警察力に對する世界の民主勢力の一つの決定としてわくだと思つておられます。このわくが今度の改正案によりまして、まづたつた實質的にははずされておられるといふことは、何と申しましたも、これは国内的だけではなしに、世界的な民主勢力に對する裏切りではないか、そういうふうに私もはつきりと考へます。しかもこの十二万五千人の民主的なわくをはずしまして、擴大強化されまます警察力につきましては、実は日本の人民は非常に大きな恐怖を感じておられます。現在におきまして、すでに差押えあるいはストライキに對しては、警察官が續々と動員されておられますが、その一つはなほだしい例は、この間のメーデーにおきまして、数千あるいは一万に近い警察官が動員されておられます。労働者のデモであるか、警察官のデモであるか、まづたつたわからなかつたやうな状態を呈しておられます。人民は、現在におきましても、すでに警察の十分なる威圧を感じておられます。これ以上の警察の増強は一人といえども望んでいないのであります。また世界的に申しましたも、十二万五千人のわくをはずされましても、無限に増大いたします日本の警察が、完全なる裝備を、あるいは武裝を持ちますことは、世界にとりまして大きな脅威でありますと同時に、世界の平和を亂すものといひまして、世界の平和を愛する力は、断じて十二万五千人のわくをはずすことには賛成し得ないと思つておられます。

さらに第二点といたしましては、知事に對しまして、戦時中知事が持つておりましたところの出兵請求権とまづたつた本質的に同じであるところの國警の出動請求権を興えておられます。このことは非常に重大な問題でございます。まづ第一には警察力を中央集権的に統括するという問題、さらに第二番目には地方の自治体の公安委員会をまづたつた無視するといふ点。公安委員会は御承知のように警察民主化を最も保障する機関といたしまして、人民のたのみの警察にするといふ建前からい

警察化でありまして、このことはおのずから全体としての国家警察の行き方を暗示するものだとおぼざるを得ないと思ひます。しかもこれと並びまして、国家警察を自治警察の上位に置いておきますことは、明らかにマツカーサー元帥自身が固く禁止しておりましたところの国家警察と自治警察との連関あるいは警察国家の再現ということを、今度の改正案は明らかにねらつておると申しても過言ではないと思ひます。

さらにこの問題に關連いたしました、国家警察の自治警察に対する援助の問題がございますが、これも非常に条文上はあいまいに規定されておりました。条文の解釈いかんによりましては、自治警察を絶えず援助の形で、国家警察の指揮下に置くということが可能でございます。こうなつて参りますと、まづたく実質的に日本のすべての警察は、政治警察化したしました国家警察の支配下に入らざるを得ないという状態が現出することは、火を見るよりも明らかであろうと思ひます。しかも以上述べましたような、知事がとりましますような非常的な措置であるとか、あるいは国家警察の自治警察に対する援助であるとか、こういうものに対しては、地方の議会に對しては、單に報告でよろしいということになつておりますが、これは明らかに地方の民主機關でありますところの地方議会の軽視、あるいは無視と申しても過言ではないと思ひます。ところが、單に報告にとどめておきまして、その承認を求めていないという点は、明らかに地方の民主政治の根本であるところの地方議会の無視ではないかと考へるのであります。こういう重

大な問題につきましては、あくまでも執行機關といたしまして、地方の決議機關に對しては、事後の承認を求めざるが当然であり、それに対して責任の所在を明白にすべきだと思ひます。

さらに住民投票の問題でございます。これは民主党の修正案にもございしますが、住民投票、なるほど形式的には住民投票の道を開いておりますが、住民投票によつて住民が選びます道は、ただ国警移管の道だけである。組合警察の道は全然とざされておらず、この警察法改正が明らかに国家警察への一方的な吸収だけを考へておりました。組合警察すなわち組合民主化の線をさらに拡充強化するといふ点はまづたく考へていない、その道を完全にとざしているという点が、この条文で最も明白に私に言ひ得るのではないかと、こういうふうにお考へます。

さらに次に警察費用の問題でございますが、警察の費用につきましては、これは自治体がそれをまかない得るに至るまでは、国家がそれを負担すべきであるというところは、連合国の日本に對する指示の中に明白にございまして、現在のような地方自治体の財政の窮迫のもとにおきましては、当然国家が自治体警察の費用を負担せねばならないことは明らかでございますが、これが何ら明白にされてない、その結果住民といたしましては、警察の費用を国家でまかなつてくれるならば、自治体警察で行つてもよいのだが、これは国家警察に負担してもらつた方が、経済的に有利であるというふうな考へ方をもちまして、そういう欺瞞的なやり方で国家警察への自治体警察の吸収

を、住民投票によつて民主的な仮面のもとに実施しようというところは、非常にこれは悪辣なやり方であるといわざるを得ないと思ひます。

さらに第七番目には北海道に對しては、非常に重点を置いておられるようでございますが、特に北海道の自治体に對しては、十四の公安委員會を持つことと規定されておりますが、北海道以外の日本の自治体におきましては、一つの公安委員會しか持つていない、一つの公安委員會しか持つていない、中々十四の公安委員會を持つていない、うなことは、これはまづたく北海道を特別扱いにしているといわざるを得ないと思ひますが、北海道の特別扱いの問題につきましては、すでにこの警察法の改正の中にも警察学校をつくるとか何とかいう問題がありまして、明白でございますが、さらにこの改正案以外に、すでに予備隊を北海道に集中する、あるいは先般の朝日新聞によりますと、北海道の二つの港がすでに軍港になつた、アメリカの州兵も参つておりますし、北海道が非常に重点的に考へられておりますのは、私どもの考へでは吉田総理大臣は、おそらく北海道を第二の沖繩とする考へを持つていられるのではないかと考へられます。これは思ふだけではないに、事実改正案がその方向を示しておりますので、これは国民として特に注意しなければならぬと思ひます。

それから以上のような反動的な内容を持つ改正案が、実は警察を民主化するのだという名目のもとに出されて参つておるのでございますが、これが出されます以前におきまして、日本の

再武装、日本のフアッシュの行政のあり方の事実につきましては、これはもう世界周知の事実でございます。たとえば昨年の十一月ポロランドのワルソーで行われました平和擁護世界大会におきましては、やはり一番問題になりましたのは、日本の再軍備の問題であり、そこにおきましては日本の再軍備反対の決議が明らかになされております。さらに本年の二月ドイツのベルリンで行われました世界平和評議會におきましては、最も大きな問題は、ドイツと日本の再軍備の問題でありました。日本問題の平和的解決に關しての決議の中で、日本の再軍備再武装絶対反対、世界第三次大戦の糸口になるであろうところの日本の再軍備、再武装絶対反対という決議がなされました。これが國際連合に對して要請されております。またその席上で中国代表の郭沫若さんが行いました演説の中には、明らかに現在の日本がすでに持つておりますところのい

な武装力につきまして、事実に基づいて指摘しております。郭沫若さんの演説を少し引用しますと、東条軍閥が持つておりました、世界が最も恐れました日本の無敵陸軍は、十七箇師団二十三万、ところが戦後民主化されました非武装化されました日本におきまして、三種の警察が生れまして、その員数が二十万、そのほかに一六六千の海上保安隊というものがあつて、さらにこれに加えて、鉄道公安官の武装であるとか、警察官吏の武装であるとか、あるいは、全国おそらく百万以上に達しますところの警防団に對する防火、防空訓練の実施であるとか、こういうものを加えますと、日本の武装力

は実に歴大なるものになる。これに對しては、世界の平和勢力が、すでに現在におきまして、重大なる関心を拂つておる次第でございます。しかも現在の日本の状態は、さしせん述べましたように、北海道に二つの軍港ができたということ、最近の朝日新聞が報道いたしております。それ以外におきましては、私どもは日本の全国至るところに軍事基地があり、航空基地があり、航空網がくもの巢のように張られておるといふことは、よく知つております。また日本の重要な港の大部分が軍事的な目的に使用されておるといふことも承知しております。かつての陸海軍の工廠が、軍需品を生産しつゝあるということも、そこで働いておる労働者ももちろん、国民全体が知つておることでもあります。これと、今申し上げましたような現在に日本が持つております武装力が合体しまして、アジアに對しては、また世界に對しては、大きな脅威を興えておることにはまぎれもありません。しかもこの現在の日本の武装に對しては、さらにこれを積極的に増強しようと思ひます。今提出されております、ただいま審議いたしております警察法の改正でございます。これに對しては、おそらく国内だけではな

は、間違いないと思ひます。また日本がいくら新しいフアッシュの仮面であるところの國際主義を唱へても、國際的に孤立することは明らかであります。何となれば日本のこの政策を押し進めますことは、おそらく世界に對しては、第三次世界大戦の脅威を現実のものとして興へることと

するから、これに對しては世界の平和愛好勢力は、おそらく一大反響を加えるであろうことは、もちろんだと思ひます。

さらに私どもが注意しておきたいと思ひますのは、この法案が何らの予算的裏づけなしに出されたということは、国会に對しては大きな悪い先例を残しますことになりまして、この点は特に皆様の注意を促しておきたいと思ひます。人事委員会におきましては、地域給の改訂法案の勧告をするという事を言つておられますが、これに對しては財源はどうだということをや、労働組合が追究いたしますと、これは警察法改正の前例があつて、予算措置は必ずしも必要でないのだという事を、すでに人事委員が申しておりますので、まづこれは予算措置の伴わない法案の通過という点で、国会の一大悪例を残すことになると思ひますので、私どももいたしましては、この点どうしても納得できません。

それから第二にこの改正案と関連いたしましたして、国民が重大なる関心を持つておられますのは、政府が極力やろう、あるいは民主主義の方でも、この至急拡大実施を要望されましたところの戦犯の追放解除であります。この戦犯の中には多数の警察関係、特高関係の戦犯が含まれておるといふことは明らかでございます。これがあつてもこの改正案とほとんど時を同じくしてやられますことは、国民といたしましては、この改正案の本質がどこにあるか、またこの改正案によつてどう上げられますところの武装警察力というもの、どういふ性格のものであるかということも明らかになりました。

きると思ひます。

以上要約いたしますと、私どもは、現在までもすでに日本の武装化の問題につきましても、世界の平和を愛する人民とともに、強く反対して参りましたが、今回のこの露骨な、まづたつたことによりまして、いよいよ吉田内閣の政策が、いかなるものであるか、吉田内閣の單獨講和の政策というものは、いかに人民を弾圧し、あるいは戦争への道であるかという事を、まづまづ確信せざるを得ないのであります。そういう意味から吉田内閣の人民彈圧の道であり、日本の植民地化の道であり、また戦争への道である單獨講和の一環としてのこの警察法の改正案には、斷固として共産党は反対であります。

また民主黨の出されました修正案に對しては、三つの点で、共産黨は遺憾ながら賛成いたしかねます。

まず第一には、知事の請求権の発動に對しては、公安委員会の勧告を求めた点でございますが、現在の公安委員会が、実質上は知事の任命によつて生れておるといふ事を考えますと、また實際上の構成は、まづたく反動的な構成であるといふ事を考えますと、これは決して改正ではなしに、むしろやおちよりの、自分が選びましたものによつて、自分が勧告を受けるというのでありますから、実質的にはやおちよりのな改正にすぎないのではないかと、こゝろに考へます。さらに第二には人民投票によつて、組合警察への道を開いたことと、さいせんも民主黨に對する質問の中にも述べ

べましたが、これは明らかに民主黨自身

の政策の矛盾を現わすのみならず、さいせんも床次委員の賛成討論の中の言葉を借りて言いますと、地方を兵糧を國家地方警察に集中するのだといふことを言われまして、兵糧攻めにしている根本原因は何か、地方財政を困窮に陥れて地方を兵糧攻めにいたしました、地方自治警察の返上論を起させておられます根本原因は、日本の再軍備であります。日本の再軍備を主張される自由黨が、組合警察の道を開かれたといつたとしても、これは民主黨自体の大きな矛盾をみずから暴露されたものであり、自由黨に對し、あるいは政府原案に對しては、この非難は、民主黨自身が最も大きく受けなければならない、こゝろに考へますので、反対せざるを得ないのであります。

それから第三は、公安委員会の協議の問題でございますが、公安委員会の協議会をおつくりになること、これは表面では非常にいいように見えますが、さいせんも申しましたように、地方自治体自身が、果とその県下にあります市町村との間に、何ら法制的な協議会を現在持つていない。そういう頭同志持つていないのに、下の警察関係の公安委員会だけが、法制上のある権威を持つた協議会を持つておられることは、明らかに地方の行政自体が、警察行政になるおそれが多分にあると思つております。これは民主黨の再軍備のための警察強化という点から申しますと、まことに理論首尾一貫いたしておられる考えますが、われわれ再軍備に反対である人民の立場に立ちますものといたしましては、地方行政がこのよう

な形で警察行政となることは、絶対に承服できません。

一括して申しますと、民主黨の修正案は、本質的には、まづたく原案と同じでございます。むしろ蛇足をつけ加えたという感じがございまして、本修正案に對しては強く反対いたします。

○前尾委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず国民民主黨の床次徳二君外三名より提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

○賛成者起立 ○前尾委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。次に政府原案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

○賛成者起立 ○前尾委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。この際お語りいたしますが、衆議院規則第八十六条による報告書の作成につきましても、委員長一任に御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり ○前尾委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。それでは本日はこれにて散会いたします。午後四時二十二分散会

〔参照〕 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）